



茨城県報 第 2625 号

平成26年9月18日

木曜日

目 次

規 則	ページ
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (障害福祉課)	4
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課)	4
●木材業者等の登録 (林政課)	8
●道路の供用の開始 (道路維持課)	9
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (2件) (会計管理課)	10
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (会計管理課)	10
●土地改良事業の適当決定 (農林事務所)	11
●土地改良事業の認可 (農林事務所)	11
●土地改良区役員の退任 (農林事務所)	12
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	12
●地籍調査の成果認証 (農村環境課)	12
●開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課)	13
(警 察 本 部)	
●入札公告	13

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月18日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第16号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

付則別表を次のように改める。

付則別表 (第43条の2関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片 道 の 使 用 距 離		自 動 車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,700	円 2,000
4	6	4,500	2,300
6	8	6,300	3,200
8	10	8,000	4,000
10	12	9,800	4,900
12	14	11,600	5,800
14	16	13,400	6,700
16	18	15,200	7,600
18	20	17,000	8,500
20	22	18,800	9,400
22	24	20,600	10,300
24	26	22,300	11,200
26	28	24,100	12,100
28	30	25,900	13,000
30	32	27,700	13,900
32	34	29,500	14,800
34	36	31,300	15,700
36	38	33,100	16,600
38	40	34,900	17,500
40	42	36,600	18,300
42	44	38,400	19,200
44	46	40,200	20,100
46	48	42,000	21,000
48	50	43,800	21,900
50	52	45,600	22,800
52	54	47,400	23,700
54	56	49,200	24,600
56	58	51,000	25,500
58	60	52,700	26,400
60	62	54,500	27,300
62	64	55,000	27,500
64	66	55,000	27,500
66	68	55,000	27,500
68	70	55,000	27,500
70キロメートル以上		55,000	27,500

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具 (通常徒

歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。)の使用距離が片道 2 キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあっては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第37を次のように改める。

別表第37(第43条の2関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

片 道 の 使 用 距 離		自 動 車 (第1号該当職員)	原動機付自転車等 (第2号該当職員)
キロメートル以上 2	キロメートル未満 4	円 2,600	円 2,000
4	6	4,300	2,200
6	8	6,000	3,000
8	10	7,700	3,900
10	12	9,400	4,700
12	14	11,100	5,600
14	16	12,800	6,400
16	18	14,500	7,300
18	20	16,200	8,100
20	22	17,900	9,000
22	24	19,600	9,800
24	26	21,300	10,700
26	28	23,000	11,500
28	30	24,700	12,400
30	32	26,500	13,300
32	34	28,200	14,100
34	36	29,900	15,000
36	38	31,600	15,800
38	40	33,300	16,700
40	42	35,000	17,500
42	44	36,700	18,400
44	46	38,400	19,200
46	48	40,100	20,100
48	50	41,800	20,900
50	52	43,500	21,800
52	54	45,200	22,600
54	56	46,900	23,500
56	58	48,600	24,300
58	60	50,300	25,200
60	62	52,000	26,000
62	64	53,800	26,900
64	66	55,000	27,500

片 道 の 使 用 距 離		自 動 車 (第 1 号 該 当 職 員)	原 動 機 付 自 転 車 等 (第 2 号 該 当 職 員)
66	68	55,000	27,500
68	70	55,000	27,500
70 キロメートル以上		55,000	27,500

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第972号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810100271	スペース・ドリーム	水戸市住吉町148-8	社会福祉法人木犀会	笠間市鯉淵6266-185	平成26年10月1日	生活介護
0810200212	ワークスたんぼぼ成沢事業所	日立市西成沢町1-6-1	特定非営利活動法人ワークスたんぼぼを支える会	日立市西成沢町1-6-1	平成26年10月1日	就労継続支援B型
0810300095	土浦市つくしの家	土浦市上高津1810	土浦市	土浦市下高津1-20-35	平成26年10月1日	就労移行支援
0811700103	取手市立障害者福祉センターつつじ園	取手市戸頭1299-1	社会福祉法人取手市社会福祉協議会	取手市寺田5144-3	平成26年10月1日	生活介護 就労継続支援B型
0811700137	取手市立障害者福祉センターふじしろ	取手市藤代730-1	社会福祉法人取手市社会福祉協議会	取手市寺田5144-3	平成26年10月1日	就労継続支援B型
0812300077	特定非営利活動法人ふれあい潮来デイホームきらきら	潮来市日の出3-6-3	特定非営利活動法人ふれあい潮来	潮来市日の出3-6-3	平成26年10月1日	生活介護

茨城県告示第973号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 日立店

日立市日高町四丁目10番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成26年5月8日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深 町 勝 義

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年11月13日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,160㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 129台

(イ) 駐輪場の収容台数 13台

(ウ) 荷さばき施設の面積 138㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 37㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前7時

(閉店時刻) 午後8時30分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後9時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時～午後8時 (一部午前6時～午前7時)

キ 届出年月日

平成26年4月25日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
日立市	<p>1 廃棄物保管庫の構造等 廃棄物保管庫内部の区分けに配慮すること。</p> <p>2 不法投棄の抑制及び適正処理 店舗区域、特に駐車場区域を定期的に見回り、営業時間以外は、入口を施錠するなどし、不法投棄を未然に防ぐよう努めること。なお、不法投棄があった場合は、飛散等を防ぐうえでも速やかにかつ適正に処理すること。</p> <p>3 交通検討について 自動車による来客が多数見込まれるため、駐車場の出入口等に交通誘導員を適切に配置し、必要に応じて案内標示を設置するなど、円滑な交通の確保を図ること。</p> <p>4 搬入車両の通行について 搬入車両出入口のある道路については、沿道住民に周知するとともに、早朝深夜の騒音等について配慮すること。</p>	<p>1 廃棄物の適正な分別及び資源化の実施を確保するため。</p> <p>2 周辺地域の生活環境の悪化防止のため。</p> <p>3 周辺地域の住民の安全の確保のため。</p> <p>4 周辺地域の住民の安全の確保及び生活環境の悪化防止のため。</p>

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第974号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

堂端ショッピングモール

ひたちなか市堂端二丁目1-10 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成26年8月11日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成26年7月31日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第975号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ波崎店

神栖市波崎字本郷新田8366番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成26年7月28日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	遠 藤 裕 之

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年3月18日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,989㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 135台

(イ) 駐輪場の収容台数 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積 45㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 20㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時30分

(閉店時刻) 午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時～午後9時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時～午後9時

キ 届出年月日

平成26年7月17日

2 市町村の意見

神栖市からの意見の概要

1 周辺地域への騒音対策

店舗建設時の特定建設作業についての届出及び規制基準を遵守すること。また、営業開始後においても建物から発生する騒音や来客等の車両走行時の騒音についても環境基準を遵守できるよう配慮すること。

2 ごみの適正な処理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること。特に第三条（事業者の責務）

3 街並みづくり等について

「茨城県屋外広告物条例」については、配慮するのではなく、順守すること。

4 交通安全・防災対策

搬入車両（荷さばき車両）については、近隣の住宅等に騒音、振動等の迷惑をかけないように、周辺道路を走行する際には、注意走行すること。また、駐車場内での事故や、当該店舗駐車場から市道・県道に出る際に、歩行者や車両等の出会い頭事故が起きないように「止まれ」等の標示の安全対策をすること。

夜間、暴走族のたまり場や、不審車両等の進入がないよう、防犯対策をすること。

理 由

1 周辺地域における環境保全の見地から、建設工事及び営業により発生する騒音、振動等に関する法令並びに環境基準の遵守を求める。

2 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遵守。特に第三条（事業者の責務）。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等にかかる廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

3 条例に基づく許可基準なので、配慮するのみではなく、その主旨を順守すべきである。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第976号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録番号	登録年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
1117	H26.9.5	水戸市上水戸4-1-63	宮田 英一	金木屋材木店	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
1118	H26.9.5	水戸市新荘1-1-7	根本 栄進	根本材木店	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
1119	H26.9.5	水戸市住吉町168	鈴木 崇朗	(株)水戸建親センター	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
1120	H26.9.5	水戸市平須町1822-181	上野 尚信	(有)ウエノ	住所と同じ	商号と同じ	販売業 建設業	
1121	H26.9.5	東茨城郡大洗町磯浜町1881	宮本 勉	宮本材木店	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
4089	H26.9.5	東京都練馬区北町6-32-36	西村 考広	(株)東京木材相互市場	つくば市東光台5-3	商号と同じ	販売業	
4090	H26.9.5	つくば市並木3-11-7	下重 七郎	(株)奥州木材	つくば市東光台5-3	商号と同じ	販売業	
4091	H26.9.5	東京都太田区山王1-9-16	花園 好治	(株)東京ハナゾノ	つくば市東光台5-3	商号と同じ	販売業	
4092	H26.9.5	常総市蔵持902-3	池田 興一	(株)筑波丸伸	つくば市東光台5-3	商号と同じ	販売業	
4093	H26.9.5	取手市台宿2-28-35	鈴木 ミヤ	鶴屋商事(株)	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
5078	H26.9.5	結城市結七五三場984	谷島 利明	(株)ヤジマ	住所と同じ	商号と同じ	販売業	

2 製材業者登録

登録番号	登録年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名 称		
2097	H26.9.5	水戸市見川町2137-5	富田 安昭	富田木材(有)	住所と同じ	商号と同じ	製材業 販売業	
2098	H26.9.5	水戸市三の丸3-15-2	田井 潤子	田井木材工業(株)	住所と同じ	商号と同じ	製材業 販売業	

茨城県告示第977号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市元吉田町1048番3から
水戸市元吉田町1028番4まで

3 供用開始の期日 平成26年9月18日

茨城県告示第978号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成26年9月9日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

ひたちなか市大平一丁目20番1号

ひたちなか農業協同組合

代表理事組合長 砂押 英明

（売りさばき所：ひたちなか市大平一丁目20番1号

ひたちなか農業協同組合 勝田支店

那珂郡東海村船場544番地の2

ひたちなか農業協同組合 東海支店

那珂市瓜連1370番地の1

ひたちなか農業協同組合 瓜連支店)

茨城県告示第979号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成26年9月9日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

常陸大宮市田子内町3091番地の6

茨城みどり農業協同組合

代表理事組合長 野上 昭雄

（売りさばき所：常陸大宮市山方942番地の3

茨城みどり農業協同組合 山方支店)

茨城県告示第980号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成26年9月10日

2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地, 名称及び代表者氏名)

常陸太田市山下町3889番地

常陸農業協同組合

代表理事組合長 砂押 英明

(売りさばき所: ひたちなか市大平一丁目20番1号

常陸農業協同組合 勝田支店

那珂郡東海村船場544番地の2

常陸農業協同組合 東海支店

那珂市瓜連1370番地の1

常陸農業協同組合 瓜連支店

常陸大宮市山方942番地の3

常陸農業協同組合 山方支店)

茨城県告示第981号

大和田土地改良区から平成26年8月26日付けで施行認可申請のあった、大和田地区土地改良事業(かんがい排水)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成26年9月4日付けで適当と決定したので、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県西農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成26年9月18日

茨城県西農林事務所長 羽 部 順 行

1 縦覧に供する書類

大和田地区土地改良事業計画書(かんがい排水)の写し

大和田土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成26年9月19日から平成26年10月20日まで

3 縦覧の場所

茨城県西農林事務所境土地改良事務所

茨城県告示第982号

千波湖土地改良区から平成26年6月18日付けで施行認可申請のあった中排下大野4期地区土地改良事業(農業用排水)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同年9月9日付けで認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成26年9月18日

茨城県中央農林事務所長 西 溪 一 男

茨城県告示第983号

水戸市中河内町958番地の1に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年9月18日

茨城県県央農林事務所長 西 溪 一 男

退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	阿久津 藤 男	東茨城郡城里町大字塩子3418番地

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年11月8日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成26年9月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 クラフトリーベ神立

3 代表者の氏名

佐々木 克子

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市神立東一丁目22番11号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、主に就労支援及びグループホーム・ケアホームの設置運営に関する事業を行い、全ての人たちが安心して普通に暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

●地籍調査の成果認証

潮来市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証した。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	潮来市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	潮来市牛堀の一部【牛堀 I 地区】 平成22年7月26日から 平成23年3月7日まで
認 証 年 月 日	平成26年9月11日

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字上石崎字片喰1571番1, 1571番3の一部, 1572番2の一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
笠間市笠間1579番地4 ガーデンビュー笠間A棟101号  
助 川 宣 雄

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字鳥羽田字外山1548番3
  - 2 事業主の住所及び氏名  
鉾田市鉾田1068番地3  
近 藤 優 也

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭3558番18, 同番19, 同番22, 同番23, 同番24
  - 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市酒門町4248番地10ロリエA203号  
小 木 友 明

~~~~~

(警 察 本 部)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成26年9月18日

茨城県警察本部長 大 平 修

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する物件名

全庁ネットワーク用パソコン245台等賃貸借

(2) 調達する物件の仕様及び数量

入札説明書（仕様書）による。

(3) 契約期間

平成27年2月1日から平成32年1月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 納入場所

茨城県警察本部及び出先機関

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、入札説明書に示す資格を有すること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書を4に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

(3) 入札説明書に示した借入物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入することを証明した者であること。

(4) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）

又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体もしくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する者でないこと。

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部警務部会計課 調度係

電話 029-301-0110 内線2235

(2) 入札説明書の交付期間

平成26年9月18日から平成26年10月27日までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める県の休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成26年11月7日午後1時30分（郵送による入札の場合は、平成26年11月6日午後5時）

(4) 開札の日時及び場所

平成26年11月7日午後1時30分 茨城県警察本部2階入札室

4 資格審査申請書の提出先等

新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に2の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)を証明する書類を添付して、3の(1)に示す場所に平成26年10月27日午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他財務規則第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

A rental contract of 245 personal computers

(2) Lease period

From February 1,2015 through January 31,2020

(3) Time limit for tender :

Time limit of tender (by hand) : 1:30 p.m., November 7 ,2014

Time limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., November 6 ,2014

(4) Contact point for the notice:

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi,

Ibaraki-ken,310-8550,Japan

TEL: 029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 1 5 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)